

第31回横須賀市景観審議会議事録要旨

横須賀市 都市部 まちなみ景観課

◇ 開催日時 令和4年(2022年)7月27日(水)10時00分～11時30分

◇ 場 所 横須賀市役所3号館3階(オンライン会議形式)

◇ 議 事

- | | |
|--------------------------------|---------|
| (1) 委員長の選出 | 資料1・2 |
| (2) 職務代理者の指名 | 〃 |
| (3) 専門部会委員の指名 | 〃 |
| (4) 令和3年度屋外広告物条例の運用状況等について(報告) | 資料3 |
| (5) 令和3年度屋外広告物条例の運用状況等について(報告) | 資料4 |
| (6) 令和3年度景観審議会専門部会議事案件について(報告) | 非公開 資料5 |
| (7) 景観審議会専門部会議事案件の完了状況について(報告) | 非公開 資料6 |

◇ 出席者

委員 11人

小林正美委員長、田口敦子副委員長、柿崎俊道、菊竹雪、工藤幸久、国吉直行、
小泉厚、松下啓一、柳澤潤、山畑信博、吉田慎悟
(欠席1人 栗原輝男)

事務局 6人

都市部長・廣川浄之、まちなみ景観課長・遠藤盛久、景観担当主査・土屋文代、
屋外広告物担当主査・高山智久、主任・金子浩之、高橋翔太、牧真理子

◇ 傍聴人 0人

◇ 議 事

※本審議会は、全部を映像と音声の送受信により相手の状態を相互に確認しながら通話
をすることができるシステムを利用する方法により行い、会議の冒頭において事務局が、
委員間で映像と音声即時に伝わることを確認するとともに、映像と音声により委員本人
の確認をした。

事務局から、当審議会委員12人のうち11人の出席により会議が成立している旨、傍聴
人のいない旨を報告した。内容は次のとおり。

また、委員長から議事録署名委員として、国吉委員と小泉委員を指名した。

(凡例)

以下記録の質疑などにおいて、委員からの質問は「●」、意見などは「■」の記号を付し、説明や回答については「○」の記号を付している。

1. 委員長の選出について

横須賀市景観審議会規則第2条第1項に基づき、委員の互選により、小林委員を委員長に決定した。

2. 委員長職務代理者の指名について

委員長から、景観審議会規則第2条第3項に基づき、委員長職務代理者として田口委員を指名した。

3. 専門部会委員の指名について

委員長から、景観審議会規則第4条第1項に基づき、専門部会を置き、同条第2項に基づき専門部会委員として国吉委員、吉田委員、柳澤委員を指名した。

4. 令和3年度景観法・景観条例の運用状況等について（報告）

(1) 事務局から別添「資料3」に基づき説明

(2) 質疑・意見等

●質問（小林委員長）

景観パトロールは、とても大事なことであり、また大変な仕事だと感じている。現場にいる人は、職人が多いと思われるが、どのような形で施主に繋いでもらい、対応としてはどのようなことが多いのか、参考に聞かせてもらいたい。

○回答（事務局）

現場にいる人に声をかけ、現場代理人に来てもらい、景観手続き等の制度について、説明している。現場代理人が不在の場合は、名刺を渡し、電話をしてもらえるように打診し、折り返しいただいた連絡で、説明を行っている。

多くの場合は、手続きが必要であることを認識していないことが多く、手続きに応じてもらえることが多い。しかし、工事完了間近に打診するケースでは、施工会社から手が離れてしまい、手続きを行ってくれないこともある。

5. 令和3年度屋外広告物条例の運用状況等について（報告）

(1) 事務局から別添「資料4」に基づき説明

(2) 質疑・意見等

●質問（松下委員）

広告景観推進協力員の活動写真を見ると、だいぶ高齢化が進んでいるように見受けられる。これからは、高校生のように若い世代に声をかけ、参加してもらった方が街も

賑やかになり、元気になるだろう。参加するのに年齢制限は、あるのか。

○回答（事務局）

年齢制限はないが、現状の運用では、平日の午後２時に開催しているため、学生が参加できるようにするためには、開催時刻を遅くするなどの対応が必要になる。しかし、開催時刻を遅くすることで、現在参加している高齢者が、参加できなくなることが危惧されるため、調整が必要と考える。

■意見（松下委員）

土日に開催することも考えられる。若い世代を入れ、活気溢れる活動にすれば、周知にもなるし、話題にもなる。

■意見（柿崎委員）

広告景観推進協力員が足りないということで一つ提案がある。横須賀には、スローレープやハイスクール・フリートなど、多くのアニメファンが聖地巡礼にやって来ている。聖地巡礼で訪れるぐらいのアニメファンは、この街のために自分たちも何か貢献したいという気持ちが強い傾向にある。その気持ちを活用して、秩父市や鷲宮町では、清掃などの地域活動に協力してもらっている。アニメファンの「景観を守ろう」という正義心を刺激することで、協力してもらえないのではないかと考えている。ただし、前のめりになり過ぎてしまうことも懸念されるため、注意しながら進めなくてはいけない。

聖地巡礼に来る年齢層としては、30～40代が多いが、平日の昼間ということでも調整し、対応できるだろう。その際は、自分自身がアニメの聖地巡礼を仕事にしているため、ターゲットとなる層にお声がけするなどの協力をすることも可能である。

○回答（事務局）

そのような発想がなかったため、貴重な意見を出していただきありがたい。

現状の制度の広告景観推進協力員の登録条件は、市内に在住、在勤している人であり、かつ事前に講習会を受講していることであるため、課題はあるが検討させていただきたい。検討結果は、また報告させていただきたい。

●質問（山畑委員）

板面だけ撤去してフレームだけ残ってしまう例が全国的に多い。そうすると危険な工作物が放置されてしまう。屋外広告物の範疇ではないかもしれないが、パトロールをしていて、かつて広告物であった危険な工作物を把握している物件があれば、実態を聞かせてもらいたい。

○回答（事務局）

これまで袖看板の板面だけ除却し、躯体が残っていた物件を除却としていたことに関して、令和３年度の審議会で山畑委員から指摘を受け、それ以降の物件に関しては、躯体ごと除却するように指導しているところである。指摘される以前の躯体が朽ち果てているような物件に関しては、地主に所有者を確認し、除却するよう指導しているが、全てを行えているわけではない。今後も継続して行っていかななくてはならないと考えている。

●質問（山畑委員）

現在把握している件数はどのくらいで、緊急を要するほど危険な状態な物件は何件あるのか。

○回答（事務局）

自分たちが把握している限りだと10件もなく、緊急を要するほど危険な物件はない。

●質問（吉田委員）

特定の違反広告物について広告景観推進協力員が問題として挙げ、除却まで至った例はあるのか。また、地域で問題になっている広告物に対して、検討して良い方向になるような活動はないのか。

○回答（事務局）

危険性がある広告物について、職員が指導し、除却された事例はある。しかし、広告景観推進協力員により指導を行い、除却に至ったことはない。また、地域で問題になっている広告物に対して検討する機会も設けていない。

■意見（吉田委員）

広告景観推進協力員が行っている貼り紙を剥がしたり、道路上の置き看板を引っ込めてもらうような活動はとても重要である。しかし、もっと地域全体を見て、協力員の方々が広告の在り方を議論できるような場が出来るとよい。

■意見（小林委員長）

屋外広告物条例の改正内容の文言について、田口委員から意見はあるのか。

■意見（田口委員）

路線バスの広告面の面積について、私は問題を把握しているため、この文言でも理解できるが、図がないと理解しにくい。この件は、神奈川県全体で苦勞している問題である。これまでは、路線バスの前面以外の全てをラッピングしなければならなかった。それに対して、広告主から経済的な理由等により、部分ラッピングをさせてもらいたいと随分前から要望が出ていた。元々の車体デザインが剥き出しに出てしまうような部分ラッピングは、視覚的に煩雑なものになるため、景観の問題から考えると部分ラッピングは良くない。先ほども説明したように広告主の立場から考えると、ラッピングの面積が大きいほど費用が大きくなるため、なるべく小さくしたいとなる。私が一番頭を悩ませていることは、片側側面のみに部分ラッピングされた広告であり、とても異様に感じている。私の知る限り、側面の片側全体にラッピングする提案はあったが、今まで走行の実例はなかったはずである。しかし、これからは要望が増えていくことが予想される。

条例の改正案の文言は良いが、問題点を説明した。

●質問（小林委員長）

大きなトラックの外面にタレントの広告が貼られ、大きな音を出しながら走っているのを都内で見かけたことがある。規制の対象にはならないのか。

○回答（田口委員）

規制の対象にはならない。今回の条例改正は、路線バスの持っている公共性が根底にあり、ガイドラインを作成し、どのような方針で進めるか議論している。

しかし、指摘のあったような広告のために走っているトラック、通称アドカーは、道路交通法上認められている。自治体の広告担当部署は関わっていないのではないかと。音については、出していけないことになっているはずである。

●質問（山畑委員）

JAPAN タクシーのようにタクシーが大型化してきており、東京都では面積の緩和を検討している。横須賀市は、どのような対応をすることになっているのか確認したい。

○回答（事務局）

今回、改正したのは、路線バスのみの基準である。タクシーについては、今までの基準と変わらず、側面に表示する場合は、縦は 0.6m、横が 3m 以下、一側面につき 1.8 m² 以下しか認めていない。後面については、縦 0.6m、横 1m で 1 件しか受けてはいけないことになっている。神奈川県多くの横須賀市と同じ基準である。

●質問（山畑委員）

東京都の場合は、タクシーの扉の中に留めるなどの制限がある。そうすると扉が大きくなるとデザインが中途半端になってしまうことがあり、緩和する声が上がった。

横須賀市の場合、そのような制限がないため、タクシーの大きさに伴う基準の変更がなくても、問題なく運用ができているということか。

○回答（事務局）

そのとおりである。

●質問（菊竹委員）

トヨタが開発した高さのあるタクシーが黒に近い紺色で統一されているが、今後、様々な色のタクシーが出てくる可能性があると聞いたことがある。事務局は情報を持っているのか。

○回答（事務局）

申し訳ないが、情報は持っていない。

○回答（山畑委員）

東京都の場合は、今後も東京オリンピックの際に統一した濃紺をタクシー業界に継続してもらいたいという意向を持っている。しかし、制限を設けようということではないようだ。

■意見（菊竹委員）

事務局として、今後も情報収集をしてもらいたい。

6. 令和3年度景観審議会専門部会議事案件について（報告）

非公開

7. 景観審議会専門部会議事案件の完了状況について（報告）

非公開

閉会